

冬季休業中の児童の生活についてのお願い

あわただしい年の瀬がやって参りました。平素は、本校の教育にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、子ども達にとって楽しい冬休みを迎えようとしています。神吉中学校区の各小学校との連携を密にするとともに、PTA役員の方々にご協力いただき、子ども達の安全確保のための指導を充実徹底していきたいと考えております。ご家庭におかれましても、下記の事項に留意し、適切な指導をするとともにその徹底を図っていただきますようお願いいたします。

1. 安全な生活について

生命にかかわることですから、子ども達に充分自覚させることが大切です。

また、この時期は交通量が多く、誰もが急いでいる時期でもあり注意が必要です。

大人も忙しく過ごしているため目の届きにくいことが多いですが、再度、学校・家庭でのルールの確認をお願いします。

- ① 信号を守らせる。
- ② 道路の右端を通り、路側帯などの白線のある所では必ずその内側を通らせる。
- ③ 整備された自転車に乗らせる。
- ④ 交差点では、安全確認と一旦停止を厳守させる。
- ⑤ 自転車は左側を1列で走行させ、乗車マナー（正しい駐輪、ふたり乗り・蛇行運転・ふざけ乗りの禁止等）を守らせる。
※「13歳以下の児童が自転車に乗る場合、ヘルメット着用の努力義務」が保護者に課せられています。万が一の場合に備え、ヘルメットを着用させる。
- ⑥ 道路では、ボール遊び、ローラーブレード、キックボード、一輪車等をさせない。
- ⑦ ゲーム機やケータイ、スマホ、インターネットの使い方について約束を決め、子どもの使用状況をよく把握しておく。
特に SNS や出会い系サイト等で知らない人と連絡を取らないように約束を守らせる。
- ⑧ その他、危険な遊び（電線の近くでの凧揚げ・エアガン・火遊び・工事現場や空き家での遊び等）や、不健全な行為（喫煙・飲酒・万引・シンナー遊び等）の禁止。
- ⑨ インフルエンザ等が流行していますので、手洗い・うがいを徹底する。
- ⑩ 校区外への外出は、保護者同伴を原則とする。
- ⑪ 外出する時には必ず、「誰と、どこへ、何をしに、何時頃に帰るか」を言ってから出掛けるようにさせる。
- ⑫ 17時までには帰宅させる。
※チャイム「家路の曲」を家に帰ってから聞くことができるよう早めの帰宅を指導しています。
- ⑬ 子どもだけでの深夜外出・外泊は、絶対にさせない。
- ⑭ 用事もなく、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等に入入りさせない。（万引等迷惑行為防止の為）
- ⑮ 飲食店や大型量販店（近隣も含む）、カラオケ店への出入りは、保護者同伴を原則とする。
- ⑯ 子どもだけでゲームセンター、ゲームコーナーへの出入りはさせない。
- ⑰ 痴漢、変質者に注意させる。
※必要な時には防犯ブザーを鳴らす。暗がり一人で歩かない。見知らぬ人についていかない。
不審な人に出会ったら、大声を出すなどして「子どもを守る110番の家」や近くの大人・家の人に助けを求める。



2. その他

お年玉などで、子ども達がたくさんのお金を手にする時期です。無駄遣いや貸し借りトラブル等がないように見守りが必要です。

- ① 子どもの所持金、所持品をよく把握しておく。
- ② 小遣いは、よく考えさせ、計画的な使い方をさせる。
- ③ お金や物（ゲームのソフト、カード等）の貸し借り、売買はさせない。
- ④ 金額の多少にかかわらず、賭け事は絶対にさせない。
- ⑤ 危険なもの（ライター、エアガン、刃物等）はその危険性をよく理解させ、持たせない。
- ⑥ 友だちの電話番号等は絶対に教えさせない。（いたずら電話・悪徳商法に注意）

以上、児童の健全育成につきましては、どの子どもに対しても同じように注意をしたり、ほめたりして、地域全体で見守っていただきますようお願いいたします。なお、問題になるような行動がありましたら、出来るだけ早く小学校の方へご連絡ください。

加古川警察署 427-0110
県警本部サイバー犯罪対策課 078-341-7441
(ゲーム機やケータイ、スマホ、インターネットのトラブルはこちら)

東神吉小学校 432-3462